

多文化主義の不正義

西川長夫

要 約

多文化主義はいまグローバル化の急激な進展のなかで転機をむかえている。市場原理が支配的になり、利潤と国益が一体のものとして優先される一方で、社会的不平等の容認と個人の自己責任の追及、福祉予算の削減と格差の拡大といった、まるで絵に描いたようなネオリベリズムが日本でもとりわけ9.11以後の小泉—安倍政権の下で際立っている。こうした事態は一見、カナダやオーストラリアに見られた初発の多文化主義に反するものであり、じっさいハワード政権下のオーストラリアに見られるように多文化主義は変容を迫られている。しかしながら多文化主義もまたグローバル化への対応策であったことを忘れてはならないだろう。本稿はグローバル化と多文化主義が内包している植民地主義に視点を定めながら、グローバル化と多文化主義の入り組んだ関係と両義性を見分けることによって、多文化主義の将来と可能性を見通すための準備作業の一端として書かれている。

1.

多文化主義に関する私たちの国際コンファレンスも今年で3年目を迎えました。第1回の共通テーマは「アジアにおける多文化主義とナショナリズム」、第2回のテーマは「多文化主義、そのヴァリエティ」、そして今回のテーマは「社会正義と多文化主義」です。「社会正義」をテーマとして掲げたコンファレンスの冒頭の報告が「多文化主義の不正義」であることに違和感を抱かれる方がいるかもしれません。たしかに、「社会正義と多文化主義」というテーマを示されて報告のタイトルを求められ、とっさに「多文化主義の不正義」と答えてしまったとき、私は「正義」に対する固定観念にとらわれて反応してしまったのかもしれません。

その固定観念とは、「正義が語られるときはろくなことが起こらない」という、私の生涯のさまざまな体験に由来する生活感情に類するものだと思います。第二次大戦から、朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸戦争、等々、そしてイラク戦争に至るまで、あらゆる侵略戦争は、すべて正義の名の下に行われました。社会主義圏におけるさまざまな弾圧や残忍な行為も正義の名の下に行われました。「正義は強者の自己利益追求のためのレトリックに過ぎない」というのは、戦争と社会主義の時代を生きた人間にとっての切実な教訓でもあります。正義を論じるよりは不正義を論じよう、不正義を論じることは現実を論じることであるし、それに少なくとも正義を論じるときのあの偽善や自己欺瞞から逃れることができるのではないか…。だが他方で、私は自分が何らかの行動に駆り立てられ、あるいは文章を書く衝動の根底には、多くの場合、不正に対する怒りがあり、自分が何らかの正義の観念に左右されていることも認めなければなりま

せん。これはディレンマですが、いずれにせよ正義論は私たちを混乱におとしいることが予想されるのではないのでしょうか。正義はつねに争点であることを運命付けられているようです。

もっとも私はここで正義論を展開するつもりはありません。「多文化主義の不正義」というタイトルは、このコンファレンスにおける私の二つの報告、第一回の報告「多文化主義と〈新〉植民地主義」とそれに続く第二回の短いスピーチ「グローバリゼーションと多文化主義」を受け継いで、多文化主義を論じる私のポジションと主張を示すと同時に、ほんの一步だけでも議論を進めたいという意欲を示しているものと御理解いただければ幸いです。多文化主義を論じる私のポジションとは、例えば「多言語・多文化主義をアジアから問う」（西川長夫、姜尚中、西成彦編『20世紀をいかに越えるか——多言語・多文化主義を手がかりにして』平凡社、2000年）に示されたような観点です。ここで言うアジアが現実存在するわけではありません。しかしアジアというフィクショナルな観点を設定することによって、（１）これまで多文化主義の言説のなかでしかるべき位置を与えられていなかった先住民や移民、あるいは旧植民地の住民の側に視点を置くことができる。（２）これまで多文化主義言説のなかで、文化的には圧倒的な多様性を誇るアジアがなぜ無視されているかを問うことによって、アメリカ、カナダ、オーストラリアなど主として大英帝国の旧植民地から発せられる多文化主義言説のイデオロギー性が明らかになる。（３）文化あるいは多文化主義という用語が作り出されるはるか以前にアジアで実践的に行われていた多文化交流の歴史的現実、多文化主義のもう一つ別の可能性を垣間見させる。アジアという観点は、また、私たちの関心をアフリカ、中南米、等々といった旧植民地における多文化主義の問題へ向けることになるはずで（４）さらに言えば、アジアという観点は、多文化主義が西欧中心の歴史観からの転換を意味していることを考えさせることになると思います。（オーストラリアの多文化主義政策における「アジア化」というそれ自体イデオロギー的な用語は、予想をこえた射程をもっているのではないのでしょうか）、等々。

「多文化主義の不正義」というタイトルはまた、証明されるべき「多文化主義の不正義」の存在を前提としています。そして「多文化主義の不正義」が前提される以上、「多文化主義の正義」はその不正義との関連において議論されなければならないということになる。今回の報告は、こうした観点を維持しながらグローバル化の時代における多文化主義の変質の問題を考えてみたいと思います。多文化主義という用語が出現（1965年）してから半世紀近くたちました。多文化主義はこうした世界の再構造化のなかで、その意味と役割を変えてゆかざるをえないだろう、というのが前回の私の報告の趣旨でありました。

2.

カナダやオーストラリアにおける政策（国是）としての多文化主義もまた、正義（社会正義）の名の下に始められたと言ってよいでしょう。最初の多文化主義宣言である1971年のカナダのトルドー首相の「議会声明」は、カナダの建国二民族（英・仏）の関係の正常化という政治的な文脈の中で述べられていることもあって（二言語主義の枠内における多文化主義）、多文化主義宣言としては曖昧で徹底さを欠いた部分を残していますが、それでもカナダにおける文化と民族の複合性の確認から始まって、多文化主義による個人的（民族的）アイデンティティの安

定が、「国民統合」の推進をはたし、平等で公正な社会の土台となりうるという信念の表明にはなっています。このトルドーの議会声明で示された多文化主義政策は、その後十数年を経て「多文化主義法」（1988年）によってより明確に具体化されました。そこに列挙された理念や具体策を読む限りでは、この時点ではカナダの多文化主義の力点は、文化の自由と多様性の強調から社会的な公正と平等、少数民族の統合という具体的な問題に移っているように思えます。

カナダの多文化主義の最近の現状については、今日はデュムシエルさんを始め専門家のお話が伺えると思います。私の印象ではこの「多文化主義法」の制定（それにしても十数年を要しています）から、先住民族（ファースト・ネイションズ）に対する差別政策の公式謝罪が行われた1998年にかけてが、一つのピークで、その後はヨーロッパやオーストラリアのように、先住民やアジア系移民に対するいやがらせや暴力行為が頻発するなかで一種の反動期をむかえ、新しい政策と理念の提示というよりは、全体的な調整と再検討（例えばクレティエン政権下のリニューアル）の時期に入っているのではないかと思います。そして、これは私の判断ですが、全体的な調整と再検討に際しては、一種の政治的妥協として成立したカナダの多文化主義政策の最初から抱えていた矛盾が、改めて問題になっているのではないかと。二点だけ指摘しておきます。第1点は、民族集団間の対立の問題で、それはケベック州の分離・独立的な傾向として常に示されているが、そのケベック州の政策は先住民にとっては決して歓迎されるものではない（例えば先住民の居住地に巨大なダムを築くジェームズ湾プロジェクトに対する反対運動に示されたように）ことが問題をいっそう深刻にしている。第2点は、民族集団の自由と個人の選択の自由との関係が明確にされていないということ。これは、すでにトルドーの声明に表われていますが、多文化主義のアポリアとして残り、今なお理論的な課題であると同時に、急激なグローバル化のなかで多文化主義政策を危くする原因にもなっていると思います。

カナダより少し遅れて多文化主義政策を採用した（1973年）オーストラリアの場合、白豪主義から多文化主義への転換がドラマチックであったように、多文化主義の変質もまた私たちの目には鮮明な印象を残しています。カナダの「多文化主義法」（1988年）に対応するオーストラリアの「多文化国家オーストラリアのための全国計画」（1989年）には多文化主義の理念を表わす「三つの側面」が述べられていて、そこには「文化的独自性」や「経済的効率」と並んで「社会正義」が明記されています。以下その部分を引用します。

「連邦政府は多文化主義を三つの側面にとらえている。

- （1）文化的独自性：すべてのオーストラリア人が、慎重に定義された枠の中で、言語と宗教を含むそれぞれの文化的伝統を表現し、分かち合う権利。
- （2）社会正義：すべてのオーストラリア人が待遇と機会の平等を享受し、人種、民族、文化、宗教、言語、性、出生地などの障壁から自由になる権利。
- （3）経済的効率：すべてのオーストラリア人が、その背景にかかわらず、技能と才能を維持し、発展させ、これを効果的に用いる必要性。

三つの側面は互いに支え合うと同時に抑制し合う形で構成されており、それをオーストラリ

ア的と言うが否かは別として、ある種のリベラリズムの形を示しています。文化的独自性の項に「慎重に定義された枠の中で」とあるように慎重さが際立っており、「社会正義」も言葉は突出しているが、「機会の平等」「障壁からの自由」であって、直接的に社会保障や社会福祉につながるものではなく、さらに全体として「経済的効率」という歯止めがかけられています。『全国計画』における三つの側面はさらに「八つの目標」によって具体化されているのですが、その第1の目標は、「すべてのオーストラリア人は、オーストラリアに対する義務を負い、国家の利益を増進するための責任を分かち合うべきである」となっていて、ある種の国家主義が強調されている。これはカナダの場合も同様ですが、多文化主義政策が時代に適合する国民国家の再編を目指しており、多文化主義に国境の明確な線が引かれていたことは明らかです。

「全国計画」は先住民問題にかんする指摘も忘れていません。しかしそれは植民地支配者の独善と傲慢を残した言及です。オーストラリアを「若い国」と呼ぶこの報告書は、先住民の抑圧と虐殺の歴史に口を閉ざし、そのような交流を「相互に影響し合い」と表現し、先住民の減少をあたかも自然現象のように語っています。先住民が「保護」されるべき存在として語られるのはカナダと同様です。後に先住民の権利回復運動は、土地使用に関する先住民の訴えを受け入れたオーストラリア最高裁判所のマーボー判決（1992年）とウィック判決（1996年）となって結実するが、こうして植民地支配の根拠の一つとなった「無主の地」の教義を否定し、先住権原が認められるまでには、先住民を中心にした運動と世界的な世論の動きが大きな影響を与えているのであって、多文化主義の理論的な帰結であるとは言えないだろう。

その後、自由党のハワード政権の成立以後のオーストラリア多文化主義の変質については、一国民党（One Nation Party）の誕生とボーリン・ハンソン下院議員の派手な言動もあって日本のジャーナリズムに取り上げられることが多く、またテッサ・モーリス・スズキの発言や、ガッサン・ハージの『ホワイト・ネイション』（Ghassan Hage, *White Nation: Fantasies of White Supremacy in Multicultural Society*, 1998）の翻訳出版（2003年）があり、最近では塩原良和『ネオ・リベラリズム時代の多文化主義、オーストラリアン・マルチカルチュラリズムの変容』の出版もあって、よく知られていると思います。また今回のコンファレンスではしんどう通訳の役割を買ってでてくれているノア・マコーマックさんはこの問題の専門家ですから、自分に課した役割を超えて発言・介入してくれることを期待して、私の説明は省略させていただきます。ただ二、三だけ意見を付け加えさせていただくとすれば、この急激な変化はオーストラリアに限らずグローバル化に伴う世界的な変化の一つの表われとみなされるということ、そしてこの変化の根本的な原因は、単に労働党から自由党への政権交代といったことではなく、当初の多文化主義概念（例えば『全国計画』）自体に見出されるのではないか、ということです。また先住民の問題にかえて言えば、そうした白豪主義の再来かと思わせる現象が際立っている一方で、アボリジニの生活や絵画にかんする関心が高まり一種のアボリジニ・ブームが起こっていることです。アボリジニは観光資源として商品化されるだけではなく、多文化社会の統合の象徴として国民化される。それを和解とみなすか収奪の完成とみなすかは、意見の分かれるところだと思います。

3.

多文化主義政策が生み出した、あるいは多文化主義政策を生み出した、多文化主義にかんする理論や言説は、グローバル化の急激な進展と多文化主義の変質という状況のなかで今なおどのような有効性を持ち、どのように対応することができるのでしょうか。また9.11後、特に緊迫の度を加えているそのような文化的・政治的・経済的な状況のなかで、私たちはどのように考え、どのような立場をとることができるのでしょうか。

この問いに答えるためには、まず現在グローバル化と呼ばれている世界的な現象に対する一定の見方と判断を示さなければなりません、それはおそらく論者によって異なり多様なものになるでしょう。私がこのコンファレンスの第1,第2回の報告を通じて提出している仮説を乱暴に要約すれば、(1) グローバル化は第二の植民地主義（植民地なき植民地主義）であり、(2) 多文化主義はグローバル化への対応であり、その意味でグローバル化と一体のものである、と言ってよいと思います。また9.11以後、特に顕著になった現象を、あらゆる領域における二極化としてとらえ、その具体的な現われ方をグローバル・シティと一国の周辺部における国内植民地の双方で観察するという方法をとってきました（この問題にかんしては、拙著『〈新〉植民地主義論』平凡社、2006年、および「グローバリゼーションと植民地主義」のタイトルの下に2006年11月から12月にかけて行われた連続講座とその報告書『立命館言語文化研究』19巻1号、2007年9月—を参照）。グローバリズムと反グローバル化運動、ブッシュ流の「正義」の戦争とテロリズム、中核と周辺、世界と国内における貧富の差、いわゆる格差の拡大として現われている二極化が、多文化主義とどのような関連をもっているのかを知ることが、私たちの主要な問題の一つになると思います。

多文化主義の理論と言説にかんしては、これも第1回の報告で私は多文化主義にかんする文献（テイラーからキムリッカに至る、あるいはハバーマスやセンを含めた）を集中的に読んだ感想を記しているのでそこから始めましょう。おのずと明らかにされる共通の傾向として、私は語ることによって明らかにされるものと隠されるものというまとめ方をしています。まず明らかにされた中心的な課題、あるいは争点と言ってもよいと思いますが、(1) 西欧に伝統的な「人権」中心のデモクラシーの概念に対して、マイノリティ側の文化＝民族的価値をいかに打ちあげ、あるいは両立させるかという問題。もう一つ重要なのは、(2) 国民国家的アイデンティティ（例えばフランス共和主義的な1言語、1文化、1国民といった統合原理）に対する多文化主義的多様性のアイデンティティ形成の問題です。この多文化主義的なアイデンティティの問題は、民族・文化に固有の価値を強調する（いわゆる本質主義的傾向）か、あるいはハイブリッドの可能性を強調するか（例えばネグリチュードに対するクレオール的混淆）によって大きく分かれていますが、いずれにせよ問題は明確に提起されており、より深められた形で今後の論議が期待される問題だと思っています。

これに対して多文化主義の言説のなかで隠されているもの、あるいは言及されることによってかえって隠されているものとして、私は(1) 植民地と先住民の問題。(2) 女性差別とジェンダーの問題、の二つを挙げておきました。それ（先住民と女性）が重要な問題であることを前もって指摘しておくことによって、その問題に深く立ち入ることを免れる。テイラーの「承

「認の政治」は、少なくとも先住民と女性にかんしては、そのような論述のタイプの典型だと思っています。どうしてそういうことになるのか、それはおそらくテイラーが西欧哲学の伝統のなかでマジョリティー（カナダのフランス系住民は、イギリス系に対しては少数ですが他の少数民族にとっては多数派です）の立場で考えているからではないでしょうか。

私はここで、多文化主義と植民地主義に関する私の考えをくりかえさせていただきます。多文化主義（政策）は、侵略者が今なおわれわれの土地に踏み止まっているのはいかなる権利によってなのか、という先住民の問いにまったく答えていません。見方によっては、多文化主義はそうした根底的な問いをそらす欺瞞的解決策でありました。ガッサン・ハージの言うオーストラリアの「白人の植民地パラノイア」の原因は、こうした問いに答えきれていないところにあるかもしれません。多文化主義を論じる人がとかく忘れがちなことは、地球の80%以上（サイドは85%と言っていますが数字は問題ではありません）、つまり西欧の中枢を除く世界の大部分が植民地であったという歴史的な事実です。多文化主義の問題はその歴史的な事実のなかから出発し、いわばポストコロニアルの問題として私たちの前にある。そして、もし、グローバリズムが第二の植民地主義という側面をもっているとすれば、私たちは今や二重の植民地化の歴史のなかで多文化主義を論じなければならないと思います。

多文化主義にかんするリベラルな言説のもう一つの共通点は、彼らの言説が突如口を閉ざしてそれ以上は踏み込もうとしない境界があるということです。私は前々回の報告では、国民形成（nation-building）がつねに民族的な多数派を中心にして行われる弊害について述べながら、国民国家そのものの存在についての判断を保留しそこで引き返してしまうキムリッカの例をあげてそのことを指摘したのですが、彼らは一般に公正や社会的正義を唱えるが、マイノリティの貧困や、国内的・国際的な格差の拡大を生み出す構造が問題になる地点で口を閉ざす傾向がある、ということです。それがリベラルの限界かもしれません。

しかし現在のようなグローバル化の時代に社会正義を論じるとすれば、国境を越え、世界的な不平等を生み出す構造を問題にしなければなりません。そこで私はリベラリズムに対する私の偏見を正すべく、そしておそらく今回のコンファレンスでも話題となるであろう、ロールズの『万民の法』をもう一度読み直すことにしました。だが正直に言うと、私のこの試みは完全な失敗に終わりました。『万民の法』には、植民地（主義）や多文化主義にかんする言及はありません（背景的文化background cultureについての詳しい記述はありますが）。移民についての言及はありますが、何ということでしょう。われわれが移民となった理由は様々であるが、「リベラルな諸国民衆や良識ある諸国民衆からなる社会が実現されたなら、それは消えてなくなるはずだ」と記されています。残念ながら国境はリベラルな政治の側から閉ざされているようです。もっとも私の失望はこの書物を通じてトマス・ポグゲの名を知ることによって救われました。「各国民衆間の分配的正義」に関する章のなかでロールズが、「トマス・ポグゲの平等主義原理」（p.169）として述べているものは、後にポグゲが『世界の貧困と人権』（Thomas W. Pogge, *World Poverty and Human Right, Cosmopolitan Responsibilities and Reforms*, 2002）で展開する主張に通じているのだと思います。私はまだこの本を読み始めたところなので内容の紹介はできませんが、これまで述べてきた自分の「グローバリゼーション論」や「〈新〉植民地主義論」に噛み合う正義論ようやく出会えたのではないかと思います。もし次のコンファレンス

にも報告の機会が与えられれば、その対話的読書の結果をぜひ報告したいと思いますが、今回は自分の無知を恥じながらこの報告を終わり、ともかくも30分の義務を果たしたので、あとは皆さんの報告を楽しく無心に聞かせていただくつもりです。ご清聴ありがとうございました。

